

工場・事業場の排出水の水質等については、「水質汚濁防止法」に加え、群馬県では「群馬県の生活環境を保全する条例」(条例)による規制があります。

## 規制の対象となる工場・事業場

- ① 汚水等を排出するものとして規定された施設(特定施設、水質特定施設)を設置し、排出水を排出する工場・事業場  
(水質特定施設は、条例施行規則で規定する群馬県独自の規制対象施設です。)
- ② 有害物質を使用等する特定施設、水質特定施設を設置する工場・事業場
- ③ 有害物質を貯蔵する指定施設を設置する工場・事業場

水質特定施設を設置する工場・事業場を「水質特定事業場」といいます。



特定施設を設置する工場・事業場を「特定事業場」といいます。

③の工場・事業場を「有害物質貯蔵指定事業場」といいます。

- ④ 排出水を日平均10m<sup>3</sup>以上排出する工場・事業場  
(条例による群馬県独自の規制対象です。)

## 特定施設、水質特定施設の種類

特定施設は、水質汚濁防止法施行令、水質特定施設は条例施行規則で規定されています。

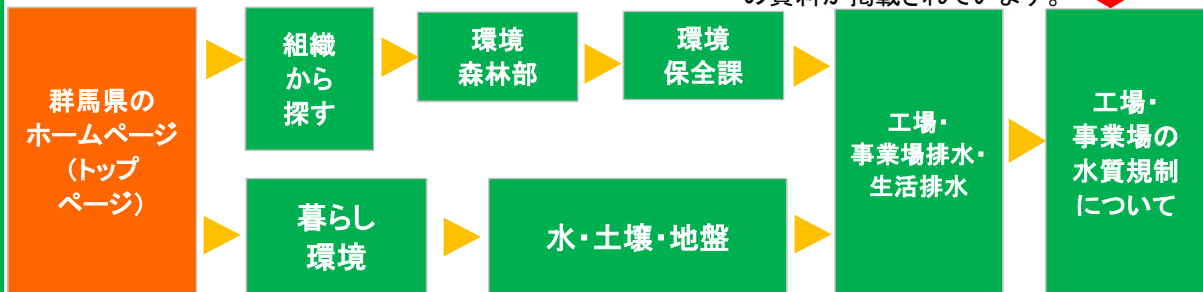
特定施設、水質特定施設の一覧表は群馬県ホームページをご覧ください。



### 特定施設の例

- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 66の2 旅館業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの  
イ.ちゆう房施設 ロ.洗濯施設 ハ.入浴施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 67 洗たく業の用に供する洗浄施設

ホームページ内での資料の見つけ方(例) ※特定施設等一覧表、水質基準一覧表等の資料が掲載されています。



資料掲載ページURL: <http://www.pref.gunma.jp/04/e0900062.html>

### 用語の説明

#### ○排出水

工場・事業場から公共水域に排出される水

#### ○公共水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共の用に供される水路(終末処理場を接続する下水道は含まない)